

F 医 療

F-1 医療施設数

F-1-1一般病院数 F-1-2一般診療所数 F-1-3歯科診療所数 F-1-4一般病院病床数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」

F-1-1 一般病院数

病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のために医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するものであり、次の5種類に分類される。

- ①精神病院……精神病床のみを有する病院
- ②結核療養所……結核病床のみを有する病院
- ③地域医療支援病院……地域医療に必要な支援用件を満たした病院（都道府県知事の承認を要する）
- ④特定機能病院……高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価及び高度の医療に関する研修を実施する等の用件を満たした病院（厚生労働大臣の承認を要する）
- ⑤一般病院……上記以外の病院

F-1-2 一般診療所数, F-1-3 歯科診療所数

医師又は歯科医師が管理し、主として医業又は歯科医業をなす場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう。なお、医師又は歯科医師が往診のみによって診療に従事している場合は、それぞれの住所をもって診療所としている。

F-1-4 一般病院病床数

病床数とは、医療法に基づき使用許可を受けているものの病床数をいい、次の5種類に分類される。

- ①精神病床……精神病のための病床
- ②感染症病床……感染症のための病床
- ③結核病床……結核のための病床
- ④療養病床……長期療養のための病床
- ⑤一般病床……上記以外の病床

なお、本書でいう「一般病院一般病床数」とは、上記のうち「一般病床」の数である。

F-2 医療施設従事者数

F-2-1医師数 F-2-2歯科医師数 F-2-3看護師数, 准看護師数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」 茨城県医療対策課資料

F-2-1, F-2-2 医師数, 歯科医師数

医師・歯科医師のうち、本書では以下の施設に従事している者の合計を掲載している。

病院の開設者 病院を開設する法人の代表者 病院（医育機関付属のものを除く）の勤務者

医育機関付属の病院の勤務者 診療所の開設者 診療所を開設する法人の代表者 診療所の勤務者

F-2-3 看護師・准看護師数

看護師及び准看護師のうち看護業務に現に従事している者の数である。

F-3 保健活動

F-3-1結核健康診断受診者数 F-3-2胃がん検診受診者数 F-3-3肺がん検診受診者数 F-3-4保健師数

資料元 茨城県厚生総務課「茨城県保健福祉統計年報」 茨城県保健予防課資料 茨城県医療対策課資料

F-3-1 結核健康診断受診者数, F-3-2 胃がん検診受診者数, F-3-3 肺がん検診受診者数
市町村が実施主体となって、当該年度中に行った検診の受診延人員数である。

F-3-4 保健師数

保健師のうち、保健業務に現に従事している者の数である（市町村保健師のみ。）

F-4 救急活動

F-4-1救急告示：病院・一般診療所数 F-4-2救急協力：病院・一般診療所数

資料元 茨城県医療対策課資料

F-4-1 救急告示病院数, 救急告示一般診療所数

医師が常時診療に従事し、手術などに必要な施設及び設備を備え、優先的に使用できる病床を備えるなど一定の基準に該当する病院又は診療所であって、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に協力する旨の申出があり、その旨が告示された施設数をいう。

F-4-2 救急協力病院・救急協力一般診療所数

内科，小児科，産婦人科等の急病患者の医療を確保するため，県独自の規則に基づき指定している救急医療協力病院，一般診療所の数をいう。

F-5 薬局数

F-5-1 薬局数

資料元 茨城県薬務課資料

F-5-1 薬局数

薬事法第5条第1項の規定により許可を受けている薬局（同法第5条第2項の規定により更新を受けたものも含む）数である。医療施設，診療所内の通称薬局といわれるものは含まれていない。